

平成 30 年度都営住宅等指定管理者管理運営状況評価結果

施設名	指定管理者	指定期間	総合評価	評価内容
都営住宅等	東京都住宅供給公社	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日	S	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回管理人を活用した見守りなどきめ細かな高齢者等への対応や困難な不適正指導などについて、責務が果たされているとともに、優れた管理業務を行っている。 ・自治会活動の促進に係る支援として、従前からの様々な自治会の取組事例を紹介する広報誌「すまいのきずな～自治会通信～」の全自治会への配布などに加え、新たな取組として、火災等の事故予防対策としての「外出時注意喚起用マグネットシート」の定期訪問世帯への配布、全窓口センターへ「多言語翻訳機」の設置などを行い、都営住宅の管理上の課題である自治会支援、高齢者・外国人居住者対応を積極的に行っている。 ・新たに都内 3 自治体との間で、緊急時の安否確認に係る協定を締結した結果、都営住宅の管理戸数のうち 86.5% の住宅において、区市と連携して対応できる体制を整えた（前年度比 3.5% 増）。 ・駐車場のコインパーキング化や共益費の直接徴収など、都の事業が円滑に進むよう、指定管理者として協力している。 ・財務状況については、格付投資情報センター（R & I）の格付で「AA」に引き上げられ、高い評価を取得している。 ・目標値を上回る収納率、収入認定率を達成している。 ・居住者の満足度調査において、職員の窓口対応及び巡回管理人の対応と、管理に対する総合的な満足度について、9 割以上から高い評価を得ている。 ・一次評価について異論はなく、都営住宅の高齢化や外国人対応など、困難な業務について、指定管理者としての責務を果たしており、二次評価についても評価 S が妥当である。 ・国際化の進展に伴い外国人が増えるとともに、言語だけではなく生活習慣の違いなどに伴う対応が、今後必要になると思われる。 ・都営住宅居住者の高齢化が進む中、福祉関係の部署との連携にも取り組んでいるところであるが、高齢化が進めば指定管理者の業務も難易度が増してくる。団地の高齢化の進展を踏まえ、今後、特命要件の継続状況の確認にも、団地の高齢化への取組みを反映する方向で、見直す必要がある。

※評価基準 S : 管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設

A+ : 管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設

A : 管理運営が良好であった施設

B : 管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設